

行田市市民公益活動推進基本計画  
～協働のまちづくりを目指して～

平成 2 7 年 3 月  
行 田 市

# 目次

## 第1章

計画策定の趣旨と位置づけ	1
--------------	---

## 第2章

行田市における市民公益活動の現状と課題	3
---------------------	---

## 第3章

市民公益活動推進の基本理念	4
---------------	---

## 第4章

市民公益活動推進のための基本目標・基本方針・施策	4
--------------------------	---

(1) 参加のきっかけづくり	5
----------------	---

(2) 活動活性化への仕組みづくり	8
-------------------	---

(3) 交流の機会、ネットワークづくり	11
---------------------	----

(4) 協働の推進	13
-----------	----

(5) 支援するための仕組みづくり	15
-------------------	----

## 第5章

市民公益活動推進基本計画の推進体制	17
-------------------	----

### 【参考資料】

行田市市民公益活動推進基本計画策定委員 名簿

(行田市市民公益活動推進委員会)

# **第 1 章**

## **計画策定の趣旨と位置づけ**

---

### **1 計画策定の趣旨**

市民やNPOを始めとした様々な自主的かつ主体的な市民公益活動を支援し、多様な主体による協働のまちづくりを推進するため、市民公益活動推進基本計画を策定します。

### **2 計画の位置づけ**

本計画は、第5次行田市総合振興計画（平成23年度～平成32年度）における基本計画第7章「支え合い、元気に暮らせるふれあいのまちづくり」の政策1「市民と行政が協働するまちをつくる」を実現するために策定するものです。

### **3 計画期間**

平成27年度から平成31年度までの5年間とします。

### **4 対象**

本計画は、市民及び市民公益活動を行い、または行おうとする全てのものを対象とします。

本計画における各用語の定義は、次に定めるとおりとします。

### 【市民公益活動】

次の条件を満たす活動を市民公益活動とします。

- ア 市民による自主的な活動であること。
- イ 非営利であること。
- ウ 本市を基盤とした活動であること。
- エ 市民の利益や社会全般の利益を図る活動であること。
- オ 宗教や政治を目的とする活動ではないこと。
- カ 社会秩序を乱したり、市民生活に脅威を与える活動ではないこと。

(「行田市市民公益活動促進のための基本方針(平成19年3月策定)」より)

### 【市民公益活動団体】

次の条件を満たす団体を市民公益活動団体とします。

- ア 市民公益活動を行う団体であること。
- イ 事務所が市内にあること、又は活動が市内で行われていること。
- ウ 活動が継続的に行われている独立した組織であること。
- エ 規約等で組織や運営の方法が決まっていること。
- オ 暴力団若しくはその構成員の統制の下にある団体ではないこと。

(「行田市市民公益活動促進のための基本方針(平成19年3月策定)」より)

### 【協働】

市民、市民公益活動団体、行政など自主的かつ主体的に活動するあらゆる主体が、共通の目的を明確にして、お互いの特性や立場を理解し自立性を尊重しながら対等の立場で協力し合い、目的の達成を目指すこと。

### 【NPO】

特定非営利活動法人、ボランティア団体、市民活動団体その他の社会貢献活動を行う非営利団体。

### 【NPO法人】

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)に定める特定非営利活動法人。

## 第 2 章

### 行田市における市民公益活動の現状と課題

#### 市民公益活動の現状と課題

近年、防犯パトロールや自主防災組織、街中や川の清掃ボランティアなど、地域活動あるいは社会貢献活動を行う市民や団体が増え、年々、市民の地域・社会貢献活動に対する関心がますます高まってきています。市内NPO法人数も、平成15年の4団体から平成26年には32団体と8倍に増えたほか、平成21年に始めた行田市市民公益活動団体登録制度の登録団体数も年々増え、平成26年には28団体となっております。

その一方で、市民意識調査（平成26年実施）の地域活動への参加意向では、「積極的に参加する」が全体の6.5%、また、ボランティア活動への参加状況では、「積極的に参加している」、「ときおり参加している」が全体の20%となっており、まだまだ割合的には少ない状況にあります。このことから、地域活動やボランティア活動といった様々な市民活動の認知度を広めることや参加のきっかけづくりが必要と考えます。また、情報不足や情報の集約化、活動の場や活動を知る、または知ってもらう場の不足、活動を継続していくための支援体制不足など、市民公益活動を行ううえでの環境が十分であるとは言えない状況であります。

今後、市民が積極的に市民公益活動へ参加し、市民公益活動が活性化され継続されていくためには、市民意識の向上や活動環境、支援体制を整備し、充実させていくことが重要と考えます。

「地域」と「自分」の  
つながりを再確認しよう！



## 第3章

### 市民公益活動推進の基本理念

#### 市民公益活動推進基本計画の基本理念

本計画においては、次のように基本理念を定めます。

市民、市民公益活動団体、行政など様々な主体が、自ら地域課題解決の役割を担い、互いの主体性を尊重・理解し、対等・平等なパートナーとして協力・連携することにより地域課題を解決し、明るく豊かな市民生活を実現していきます。

また、市民自らが市民公益活動へ参加し、地域社会やまちづくりに貢献します。

## 第4章

### 市民公益活動推進のための基本目標・基本方針・施策

市民公益活動を推進していくために、次のとおり目標と目標値を定めます。

#### 目 標

現状値：平成26年度市民意識調査から引用

目標名	現状値 平成26年度	目標値 平成31年度
①地域活動への参加意向がある市民の割合	45.6%	70.0%
②ボランティア活動に参加している市民の割合	20.0%	70.0%
③市民と民間と協働で行政運営を進めることが望ましいと思う市民の割合	51.7%	70.0%

目標と目標値達成のため、(1)参加のきっかけづくり、(2)活動活性化への仕組みづくり、(3)交流の機会、ネットワークづくり、(4)協働の推進、(5)支援するための仕組みづくり、の5つを基本目標として定め、それぞれの基本目標に対し、市民公益活動が活発になるよう、活動環境や支援体制の整備についての基本方針・具体的推進方法・計画目標・得られる効果等を示します。

## (1) 参加のきっかけづくり

### <基本方針>

市民が市民公益活動に参加したくなる、参加しやすくなることにより、市民公益活動が活発になります。そのために、日頃から活動している団体に関する様々な情報を、多種多様な方法、または様々な場所で提供するほか、セミナーなどを通して市民認知度の向上を図り、参加へのきっかけづくりを推進します。

### <具体的推進方法>

- ①市民公益活動に関する情報機会を増やします。また、市民に分かりやすい形で情報を発信します。
- ②学校等の教育機関へ市民公益活動団体の情報を提供します。また、市報等を活用し、市民公益活動団体の情報を発信します。
- ③市民公益活動団体の情報を集約、一元管理します。また、市民公益活動に関するホームページのあり方を検討します。
- ④市民公益活動団体が活動を発信できる場を提供します。
- ⑤市民公益活動を知るための機会をつくります。また、人材育成のためのセミナー等を開催します。

「はじめての一步」を  
踏み出そう！



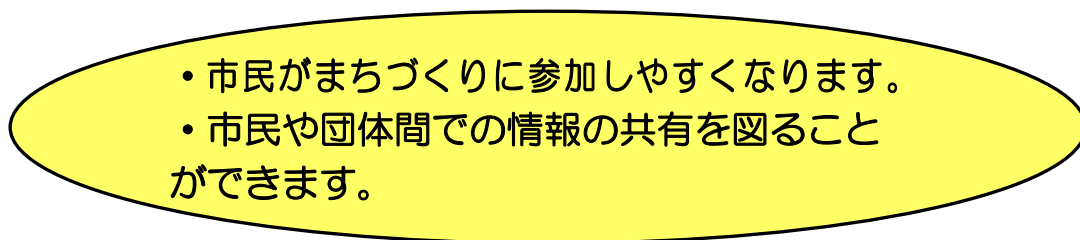
## ＜具体的な事業内容等と得られる効果＞

### ＜計画目標＞

事業名	①市民の認知度アップ、分かりやすい情報の提供	
実施目標	団体の活動報告会の実施	特集記事等による周知
実施方法	団体間のネットワークを作ります。 活動報告会を団体が主体で開催できるよう検討します。	記事掲載について団体に協力依頼します。 団体が自ら記事掲載を希望するよう働きかけます。
成果目標	定期的な活動報告会の開催	市報への定期的な特集記事の掲載
達成年度	平成27年度	平成27年度



事業名	②団体情報の提供、紹介		
実施目標	PRチラシでの提供		各種メディアの活用
実施方法	多くの市民に見てもらえるようなチラシを団体主体で作成します。	学校等に働きかけ、積極的にPRします。	団体の活動を各種メディアに積極的にPRします。
成果目標	団体PRチラシの作成	PRチラシの学校等への配布	行田ケーブルテレビへの協力依頼
達成年度	平成27年度	平成28年度	平成27年度





事業名	③情報の集約と発信			
実施目標	市民公益活動専用ホームページによる情報の発信	様々な情報の共有化		
実施方法	市民目線、団体目線でのホームページを作成します。	効果的、効率的な管理運営方法を検討します。	ボランティア情報、サークル情報など、活動している人や団体情報の収集に努めます。	収集した情報が活用、共用できるようなシステムの導入を検討します。
成果目標	ホームページの作成	ホームページ管理の民間委託	公民館、社協等との情報共有	情報共有化システムの導入
達成年度	平成27年度	平成30年度	平成29年度	平成31年度



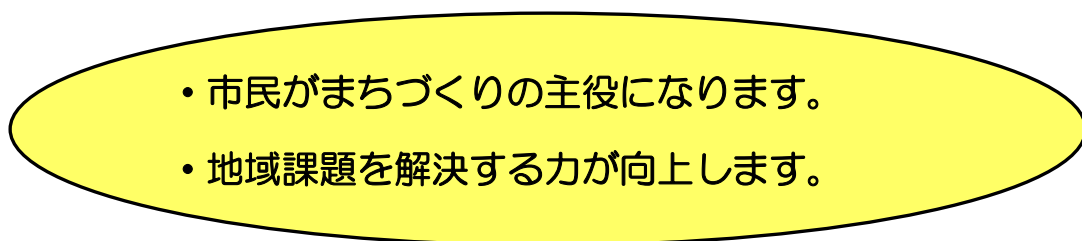
- ・若者の活動への参加が増えます。
- ・市民や団体間での情報の共有を図ることができます。

事業名	④活動の発信と機会の提供			
実施目標	みずしろフェスタの活用			
実施方法	より多くの団体が自主的に参加できるよう、実施方法等を検討します。			
成果目標	市民や市民公益活動団体等、行政以外の主体による開催			
達成年度	平成30年度			



- ・市民主体のイベントで、コミュニティセンターみずしろ周辺ににぎわいが生まれます。
- ・市民と団体間で交流が生まれます。

事業名	⑤市民活動を学ぶ機会の提供
実施目標	セミナー等、学ぶ場の開催
実施方法	より多くの人が聞きたい、学びたいと思えるようなセミナー等を検討します。
成果目標	セミナーの実施
達成年度	平成28年度



## (2)活動活性化への仕組みづくり

### <基本方針>

市民公益活動が活性化していくための支援策や活動が継続されていくための仕組みづくりを推進します。

### <具体的推進方法>

- ①市民活動やる気応援補助成金の活用を促進します。
- ②市内公共施設の有効活用方法を提案します。
- ③市民公益活動が継続されるための支援をします。
- ④市民公益活動団体の活動を支援します。

## <具体的な事業内容等と得られる効果>

### <<計画目標>>

事業名	①市民活動やる気応援助成金の活用	
実施目標	制度のPR	活用しやすい環境づくり
実施方法	助成金が活用されるよう、広くPRします。	より効果的に活用されるよう、活用方法等について相談にのります。
成果目標	制度、審査方法、審査結果を様々な媒体を活用してPR	提案に伴う相談窓口の設置
達成年度	平成27年度	平成27年度



- ・市民がまちづくりの主役になります。
- ・団体活動に取り組みやすくなります。

事業名	②公共施設の活用方法の提案			
実施目標	コミュニティセンターみずしろの活用	施設情報の集約		
実施方法	活動している団体の拠点としてみずしろを活用します。	市内の公共施設の利用状況等が一ヵ所で把握できる方法を検討します。		
成果目標	市民活動サポートセンター(ハード)設置	中間支援団体による運営	施設情報の一元化	システムによる情報の一元管理
達成年度	平成27年度	平成29年度	平成28年度	平成31年度



- ・市民公益活動の基盤(プラットフォーム)ができます。

事業名	③活動の継続			
実施目標	交流機会の創出	活動成果発表の場の創出	支援体制の強化	新たな活動資金の調達方法
実施方法	団体同士が情報交換できる場をつくりま す。	団体の活動を知って もらう場を作ります。	団体活動について、相 談できる場を作ります。	団体が自力で活動し ていくための手法に ついて、学ぶ機会を作 ります。
成果目標	団体間ネットワーク 会議の設置	活動発表会の開催	中間支援団体による 相談窓口の設置	コミュニティビジネ ス等の勉強会の開催
達成年度	平成27年度	平成27年度	平成29年度	平成30年度



・市民公益活動団体がまちづくりの一角を担います。

事業名	④団体の育成		
実施目標	学ぶ機会の提供	ニーズの把握	
実施方法	団体に対し専門的な研修会の実施を検討します。	団体のニーズの把握に努めます。	団体が必要な支援を調査・検討します。
成果目標	中間支援団体主体での研修会の開催	市民公益活動団体へのアンケート調査	支援策の検討
達成年度	平成30年度	平成27年度	平成28年度



・市民公益活動団体がまちづくりの一角を担います。

### (3)交流の機会、ネットワークづくり

#### <基本方針>

市民、市民公益活動団体、行政など様々な主体間での交流が進むよう、交流の機会やネットワークづくりを推進します。

#### <具体的推進方法>

- ①市民公益活動団体間が交流を持つきっかけをつくります。
- ②活動をしていない市民との交流を図ります。
- ③市民、市民公益活動団体、行政をはじめとした地域における主体間の交流を図ります。

#### <具体的な事業内容等と得られる効果>

##### 《計画目標》

事業名	①団体間の交流	
実施目標	交流機会の創出	活動成果発表の場の創出
実施方法	団体同士が交流できる機会を作ります。	団体の活動を知ってもらう場を作ります。
成果目標	団体間ネットワーク会議の設置	活動発表会の開催
達成年度	平成27年度	平成27年度

効果

・行政に頼らないまちづくりが進みます。

多様な人々が「つながること」に意味がある！



事業名	②市民と団体の交流	
実施目標	市民との交流機会の創出	市民が活動に参加しやすい環境づくり
実施方法	市民が団体活動を知る機会を作ります。	市民が自然に活動に参加できる方法を調査研究します。
成果目標	市民対象のイベント、セミナー等の開催	市民を活動に巻き込むための手法の検討
達成年度	平成28年度	平成28年度



・市民がまちづくりに参加しやすくなります。

事業名	③様々な地域主体間での交流	
実施目標	市民、団体、行政など様々な主体との交流機会の創出	互いを知るための機会の創出
実施方法	市民、団体、行政、企業など、誰もが参加しやすい、参加したくなる機会を作ります。	自らの活動を知ってもらおうと動くためのきっかけを作ります。
成果目標	市民、団体、行政など様々な主体が参加し、交流を図るイベント等の実施	自らを知ってもらうための情報発信方法の提案
達成年度	平成28年度	平成29年度



・市民がまちづくりの中心になり、協働によるまちづくりが進みます。

信頼の「ネットワーク」  
をつくらう！



## (4)協働の推進

### <基本方針>

市民、市民公益活動団体、行政などが互いに理解しあい、それぞれの特性を活かしながら協働で事業を進めることができる、協働のまちづくりを推進します。

### <具体的推進方法>

- ①協働による事業の実施の積極的な働きかけをします。また、市民活動やる気応援助成金を活用しての協働事業を促進します。
- ②既存の協働事業やNPO団体の活動のPRを行います。また、協働事業の意識の啓発を図ります。
- ③協働事業を進めるうえでの役割を明確にします。

### <具体的な事業内容等と得られる効果>

#### 《計画目標》

事業名	①協働事業の提案、推進		
実施目標	交流機会の創出	団体情報の提供	協働を知ってもらうためのきっかけづくり
実施方法	団体同士が交流できる機会を作ります。	団体情報の収集に努めます。	協働を多くの人に知ってもらうよう努めます。
成果目標	団体間ネットワーク会議の設置	団体一覧の作成	協働事例集の作成
達成年度	平成27年度	平成27年度	平成28年度

効果

- ・協働のまちづくりが進みます。
- ・協働を進めるための体制が強化されます。

事業名	②協働事業への理解の促進	
実施目標	団体を知ってもらいきっかけづくり	
実施方法	継続的に団体情報を発信します。	協働で実施した事業を広く市民等にも知ってもらう場を作ります。
成果目標	NPOだよりの作成、発行	協働事業発表会の開催
達成年度	平成28年度	平成28年度



・協働のまちづくりが進みます。

事業名	③役割の明確化		
実施目標	それぞれ違う立場についての理解の促進	違う立場同士を繋ぐコーディネーターの育成	
実施方法	市民に対し、意識啓発を図ります。	行政職員に対し、意識啓発を図ります。	団体同士を積極的に繋いでいきます。
成果目標	市民対象のイベント・セミナー等の開催	行政職員向け研修会の実施	中間支援団体によるコーディネート
達成年度	平成28年度	平成28年度	平成29年度



・主体間でのパートナーシップが芽生えます。  
 ・協働のまちづくりが進みます。

相手のことを知って、認め合うことから始めよう！





## (5) 支援するための仕組みづくり

### <基本方針>

市民公益活動が活発になるための支援体制の仕組みづくりを推進します。

### <具体的推進方法>

- ①市民公益活動を推進していくため行田市市民公益活動推進委員会を広くPRします。
- ②市民活動に関する相談が気軽にできる体制を整備します。また、コーディネート機能を併せ持つ相談窓口を検討します。
- ③市民活動に関する様々な相談に対応できる人材を育成します。また、中間支援を行っていくための拠点を整備します。

### <具体的な事業内容等と得られる効果>

#### 《計画目標》

事業名	①市民公益活動推進委員会の強化	
実施目標	委員会のPR	団体活動を広く知ってもらう仕組みづくり
実施方法	委員会を広く知ってもらえるよう周知に努めます。	団体の活動意欲がわくような評価方法を検討します。
成果目標	ホームページ、フェイスブックの作成	団体活動を評価する仕組みづくりの構築
達成年度	平成27年度	平成29年度



- ・ 団体活動の支援体制が強化されます。

事業名	②相談窓口の強化	
実施目標	様々な人材情報の一元化	専門的スキルを持つ人材を配置した相談窓口の設置
実施方法	様々なスキルを持った人たちの情報を収集します。	団体が相談しやすい環境を作ります。
成果目標	人材情報のデータベース化	中間支援団体による窓口相談
達成年度	平成29年度	平成29年度



- ・団体のスキルがまちづくりに生かされます。
- ・自身の経験等を生かす場ができ、生きがい生まれます。

事業名	③支援機能の拡充	
実施目標	支援する拠点の整備	支援窓口（ソフト）の設置
実施方法	団体活動を支援する拠点を設置します。	団体活動を支援する方法を調査・検討します。
成果目標	市民活動サポートセンター（ハード）設置	中間支援団体による活動団体支援
達成年度	平成27年度	平成29年度



- ・団体活動がより活発になり、市民主体のまちづくりが進みます。

# 第5章

## 市民公益活動推進基本計画の推進体制

### 1 市民公益活動推進体制

市民公益活動を推進していくための中心的な役割として、次の体制を構築します。

#### ①市民公益活動推進委員会

公募市民・市民公益活動団体関係者・学識経験者・関係行政機関職員等から構成されるメンバーにより、市民公益活動の推進についての協議・調査・審議をす  
る他、協働事業の推進について審議します。

#### ②（仮称）市民活動サポートセンターの設置

市民公益活動を行っている団体や個人、又は行おうと考えている人などの活動  
拠点及び様々な市民公益活動に関する窓口となるべき「（仮称）市民活動サポー  
トセンター」を設置し、市民公益活動を推進します。

市民が主体となり、市民公益活動団体や行政など、様々な主体と協働でのまち  
づくりを進めるための協働事業を推進します。

#### ③全ての行田市民

市民が住みやすいまちづくりのため、市民自らが行動します。

### 2 市民公益活動を推進する人材の発掘・育成

①（仮称）市民活動サポートセンターが人材の発掘・育成をします。

②行政職員の意識改革と職員研修を実施します。

③市民自らが積極的に活動に参加する意識を持ちます。

④ボランティア団体等との連携を図ります。

できる人が、できるときに、  
できることから始めよう。  
みんなが主役だ！

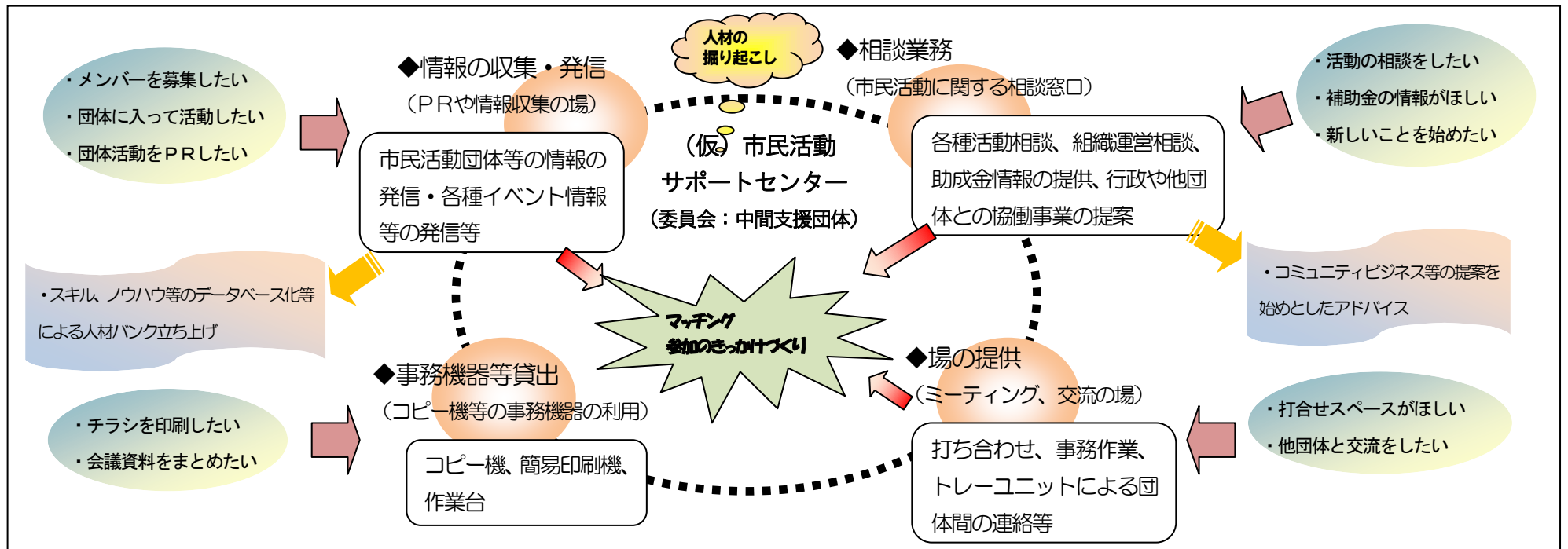


# 「行田市市民公益活動推進委員会」及び「(仮称)行田市市民活動サポートセンター」の役割について

【活動方針】 市民を始めとした様々な自主的かつ主体的な市民公益活動を支援し、多様な主体による協働のまちづくりを推進する

## 【目的】

- 現在活動しているNPOを始めとした市民活動団体へのハード・ソフト面での支援
- 活動したいと考えている、あるいは「きっかけがない」「情報が無い」などで今まで活動に参加しなかった市民を掘り起こし活動に巻き込むための窓口
- NPO同士、NPOと市民、NPOと地域活動団体など、様々な団体間のマッチング
- 地域資源(人材、資源、知恵等)を活用した付加価値の高い行政サービスの提供や地域の課題解決を図れる人材の育成
- コミュニティビジネスや寄附金を始めとした、NPO 法人が自立するために必要な事業等に対する支援



## 【今後の展開】

### ★地域課題の解決

市民やNPOなど、多くの「新たな公共の担い手」の活動が活性化することにより、行政で対応できなかった地域課題の解決への仕組みが構築される。

### ★人材の発掘・育成

市民のノウハウ等を活かし、市民がまちづくりの主役として主体的に活動・参加することにより、市民による魅力あるまちづくりへと繋がる。

### ★様々な主体間での協働

行政とNPO、地域活動団体など、様々な主体の特色を活かすことにより、団体間で新たな連携が生まれ、協働のまちづくりの推進へと繋がる。

# 行田市市民公益活動推進基本計画策定委員

(行田市市民公益活動推進委員会)

(敬称略順不同)

委員長	田尻 要	ものづくり大学大学院教授
副委員長	矢本 政子	埼玉県利根地域振興センター県民生活担当部長
	金原 二郎	公募市民
	串田 隆義	公募市民
	園田佳代子	公募市民
	織田 和美	公募市民
	関川 忠彦	行田郷土史研究会 2012
	鈴木 孝佳	行田観光ボランティア会
	今村 武蔵	特定非営利活動法人ふるさと創生クラブ
	中村 博行	行田環境市民フォーラム
	村澤 洋	特定非営利活動法人ケアフレンドひまわり
	齋藤貴美子	NPO法人CILひこうせん
	稲葉 誠一	古代蓮の里ホテルの会
	長谷川 龍	特定非営利活動法人行田観光物産会
	野本 翔平	SEED (シード)
	松井秀二郎	行田ゼリーフライ研究会
	吉田 桂子	行田市総合政策部企画政策課主幹
	加藤 修	行田市都市整備部都市計画課主幹
	坂野 雅英	行田市健康福祉部福祉課主幹
オブザーバー	矢部 正	経済産業省関東経済産業局産業部流通・サービス産業課課長補佐
オブザーバー	阿部 隆久	ものづくり大学大学院生
オブザーバー	木村 奏太	ものづくり大学大学院生
オブザーバー	東恩納 暖	ものづくり大学生

(平成27年3月1日現在)

平成27年3月策定

## 行田市市民公益活動推進委員会

行田市市民生活部地域づくり支援課

〒361-8601 行田市本丸2番5号

電話：048-556-1111（代）

FAX：048-556-3083

E-mail：chiikizukuri@city.gyoda.lg.jp